

平成29年(ネ受)第 697 号 上告受理申立て事件  
申立人 示現舎合同会社、宮部龍彦、三品純  
相手方 部落解放同盟ほか 234 名

上告受理申立て理由書

令和 5 年 8 月 31 日

最高裁判所 御中

申立人 宮 部 龍 彦

申立人 示 現 舎 合 同 会 社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

申立人 三 品 純

目次

理由要旨 .....	3
第1 民法 709、719 条および妨害排除請求・妨害予防請求の解釈に関する重要な事項...	5
1 原判決の要旨 .....	5
2 「人格的な利益」の枠組みが曖昧である .....	6
(1) 私法によって公法的な規制を実現しようとしている .....	6
(2) 不必要な事実の判断をしている .....	7
(3) 違法とされる情報や利害関係者の範囲が不明確である .....	7
(4) 原判決自体が、部落差別を追認、または作り出している .....	8
3 部落解放同盟が判決を「活用」しようとしている .....	9
4 既に解放同盟等の同和団体による不当な行為が行われていること .....	10
(1) 部落解放同盟新潟県連合会による新潟県立高校の糾弾 .....	10
(2) 部落解放愛する会茨城県連合会による(公財)人権教育啓発推進センターの糾弾 ..	11
5 同和地区に関する情報を公表することで差別が惹起された事実はない .....	12
第2 公証人法 22 条 3 号の解釈に関する重要な事項 .....	14
1 原判決の要旨 .....	14

2 公証人が法務省の幹部職員であったことは、本件に係る嘱託事項と利害関係を有することになる .....	15
第3 結論.....	15

(付属書類)

別紙1 ネット上に同和地域撮影の動画 部落解放同盟、削除求め提訴準備(毎日新聞)

別紙2 2023.2.3 荒川高校生徒自死事件確認会次第

別紙3 部落解放 35 新潟研究集会報告集

別紙4 部落解放愛する会茨城県連合会機関紙「荊棘」2022年9月号

別紙5 部落解放愛する会茨城県連合会機関紙「荊棘」2023年4月号

別紙6 部落解放愛する会茨城県連合会機関紙「荊棘」2023年5月号

## 理由要旨

### 第1 民法 709、719 条および妨害排除請求・妨害予防請求の解釈に関する重要な事項の解釈に関する重要な事項

#### 1 原判決の要旨

#### 2 「人格的な利益」の枠組みが曖昧である

原判決の「人格的な利益」の定義が不明確で、原判決は民事訴訟を利用して公法的な規制を実現している。原判決は関連しない情報や事実に基づく判断を行っており、その結果、法の適用や解釈が不安定になる可能性がある。違法とされる情報の範囲や関連する利害関係者が不明瞭で、多くの者が利害関係者とされる可能性がある。原判決は部落差別の解消を目的としながら、非科学的かつ偏見に基づいたアプローチで判決がもたらす結果と判決の意図の間に乖離が見られる。

#### 3 部落解放同盟が判決を「活用」しようとしている

部落解放同盟とその代理人は、原判決を「差別されない権利」の観点から活用し、活動に利用しようとしている。これは広範な影響を持ち、慎重な検討が必要である。

#### 4 既に解放同盟等の同和団体による不当な行為が行われていること

部落解放同盟新潟県連合会は、新潟県立荒川高校を糾弾し、学校の同和地区出身の生徒情報を取得している。同和問題に関する情報や議論を解放同盟が支配し、容易に対抗できない事例が生じている。

部落解放愛する会茨城県連合会が、人権教育啓発推進センターを糾弾した。これに関しては、センターが発行したパンフレットの文言に関する抗議で、反社会的な手段が用いられている。センターはえせ同和行為への対処を含む、差別解消のための啓発を行う団体でありながら、同和団体の行為を抑えることが難しくなっている。

#### 5 同和地区に関する情報を公表することで差別が惹起された事実はない

同和地区に関する情報の公表が差別を惹き起した具体的な事実は存在しない。原判決や裁判記録でも、そのような事実は認められていない。法務省の人権擁護機関による結婚・交際に関する差別の件数も非常に少なく、その詳細も不明瞭である。申立人自身が過去に公開した情報によっても、その後の差別事象の発生や特定の地域での部落差別の増加を示す事実はない。

原判決は部落差別が解消されていないとのみ指摘し、その証拠としての意識調査や事例は具体性に欠ける。一方で、部落問題でなくとも不合理な信念や体験談を持つ人は一定の割合で存在するという調査結果もある。

申立人らが部落差別の拡散を意図して行動したとの事実も認定されていない。原判決は、本来、情報公表による権利侵害が明確に証明されるべきであるが、結論を先行させ、その後で理由をつける形になっている。

## 第2 公証人法 22 条 3 号の解釈に関する重要な事項

原判決は、事実実験公正証書を作成した公証人が法務省の幹部職員であった事実を認めている。特に、公証人の一人は法務省人権擁護局長の経歴を持ち、部落差別の解消に関する活動に関与している。原判決はこれを問題視していないが、過去の最高裁大法廷での審理の際に法務省幹部の経歴を理由に裁判官が審理から外れた事例があり、このことから類推すれば、本件の事実実験公正証書は利害関係のある公証人によって違法に作られたものである。

## 第1 民法 709、719 条および妨害排除請求・妨害予防請求の解釈に関する重要な事項

### 1 原判決の要旨

原判決は、本件地域情報(具体的には『全国部落調査』およびそれから派生した地名情報)が同和地区名の一覧であるとして、相手方らの過去及び親族の本籍地や住所である地名が掲載された都府県の部分について一部抽出したのものも含めて、申立人らに対して人格権に基づく妨害排除請求および妨害予防請求として公表を禁じ、民法 709 条および 719 条による損害賠償を命じたものである。

原判決 21 頁 19 行目から 25 頁 24 行目は、「人格的な利益」を根拠に、被上告人らによる、本件地域情報(具体的には『全国部落調査』およびそれから派生した地名情報)の出版禁止等の請求を、一部の都府県について認めたものである。これは、次のように要約される。

「部落差別は、日本の封建社会の身分差別に端を発する問題である。この差別により、特定の地域の出身者は経済的、社会的、文化的に不利益な扱いを受けてきた。このような差別は、人の尊厳を侵害するものであり、許容されるものではない。明治時代には制度上の身分差別は廃止されたが、部落出身であることを理由にした偏見や差別意識は今も残っている。インターネットの普及と共に、部落差別の事案は増加している。部落出身の事実やそれを推知させる情報の公表は、一部の人々の平穏な生活を侵害することがあるため、問題となっている。

憲法は、国民の平等と尊重を保障している。人の尊厳を守り、不当な差別からの平穏な生活の権利も保障されている。部落差別は、これらの権利を侵害するものであるため、法的な救済が必要である。部落出身の事実や関連情報の公表が平穏な生活を侵害する場合、公表の禁止や情報の削除、損害賠償などの法的救済を求めることができる。

法的救済の対象となるのは、部落出身であることを理由とした不当な扱いやその恐れがある人々である。これには、現在部落に居住する人、過去に居住していた人、親族が部落出身である人も含まれる。」

原判決は「部落出身」ではなく、「本件地域の出身等」という表現を用いていたが、ChatGPT / GPT-4 によれば上記のように要約され、原判決の文意からは、本件地域情報は、事実として同和地区ないしは部落の地名一覧と裁判官がとらえていると解釈できる。

続いて、原判決 25 頁 25 行目から 26 頁 15 行目では、本件地域情報は本来的には被上告人のプライバシーではなく、その情報をプライバシーとして保護する場合、その地域の出身であることが直接わかる場合、具体的には現在その地域に住んでいる場合のみとされる。いずれにしても、それらは先述の「人格的な利益」に含まれるとしている。

## 2 「人格的な利益」の枠組みが曖昧である

### (1) 私法によって公法的な規制を実現しようとしている

原判決は、形式的には民事訴訟の判決としているが、実質的には本件地域情報の公表を、公法により禁止することに等しい。

仮に、「プライバシー権」のような人格権に基づく概念を本来の趣旨で適用するのなら、債権者も債務者も限られるが、原判決の理由によるなら、潜在的な債権者や債務者の範囲が広がりすぎていて、その範囲も曖昧である。例えば、文字通り個人の人格に属するような情報であれば、利用許可を得る対象が明確であるが、本件地域情報ではそうっておらず、事実上刑法上のわいせつ物等と同様に、権利者の意思とは無関係に情報の流通を防止させる効果を生じさせている。これは、原判決が「人格的な利益」を理由に新たな権利を創設した結果、明確な枠組みが欠けてしまったことによる。

この状況は、相手方らが検察官のような役割を持ち、刑事訴訟の起訴便宜主義に類似した形で、一般国民に対して損害賠償という名目で罰金を課するようなものである。事実、相手方は1審の初回の口頭弁論で、本件地域情報の公開を「犯罪」とみなし、刑事的な処罰が必要だとの主張を行い、損害賠償ではなく懲罰的な意図で訴訟を起こしたと自白している(平成28年7月5日の1審原告片岡明幸意見陳述)。

原判決は、裁判所が本来の権限を越え、新たな刑法の制定するのと同等の効果を持つ行為を行ったものであり、しかも民事訴訟の性質を脱法的に利用した、極めて危険で、不適正なものである。

従って、民法709条、719条、および妨害排除請求・妨害予防請求の本来の目的から逸脱している。

(2) 不必要な事実の判断をしている

原判決は、裁判の本質的な議論に直接関連しない情報や事実を取り上げ、それに基づく判断をしている。

本件地域情報は1935年頃の部落の情報である。原判決が取り上げたように、その情報内に住所や本籍地、更には親戚関係などの詳細な情報は存在しない。明らかに、相手方らの住所、本籍地、親戚関係の情報も含まれていない。

プライバシー侵害、名誉毀損等が問題となり、特定の情報を審査の対象とする場合、関連性のない情報や不必要な事実の導入は不適切であると言える。

不必要な事実の取り扱いに基づくこのような判断が容認されるのであれば、法の解釈や適用が不安定となり、裁判の予測性や透明性が低下する。

(3) 違法とされる情報や利害関係者の範囲が不明確である

原判決は、違法とされる情報の範囲について十分な明確性を持っていない。また、本件地域情報に関連する利害関係者の範囲も不明瞭で、事実上、誰も

が利害関係者と認定される危険が存在する。

例えば、本件地域情報から抽出された地名の一部(本件地域情報中の大字内の小字など)や、逆に本件地域情報を包含する地名(本件地域情報中の小字を含む大字、または過去・現在の市町村名など)が、具体的にどの範囲まで違法とされるのかが不明確である。

さらに、部落や同和地区を明示しないまま地名を提示した場合、別の意図で地名を提示したケースが違法とされる基準も明確ではない。

原判決は、本件地域情報において過去や現在、地名や本籍が存在する者、その親戚までを利害関係者として認定している。我が国では居住移転の自由が保障されているため、このような認定の方法では、実質的に多くの者が利害関係者とされる可能性が高くなる。

このような状況は、申立人や潜在的な利害関係者に対して遵守すべき行動の指針を曖昧にし、権利の行使が過度に制約されるリスクを持ち込む。また、類似事案に対する一貫した裁定が難しくなり、公平性や透明性に欠ける判決となっている。

(4) 原判決自体が、部落差別を追認、または作り出している

司法の役割は、社会の差別や偏見を是正し、公正かつ平等な裁定を行うことにある。しかし、本件の原判決は、「人格的な利益」という根拠に基づく裁定方法により、新たな差別を生む可能性が潜んでいる。

「同和地区出身者」という定義が不明確で法的に認められるべきでない概念にも関わらず、原判決はこの情報を「人格的な利益」の観点から特別扱いしている。その結果、同和地区に関係する人々は、特別な注意を要する存在としてマークされ、新たな社会的隔たりや偏見の温床となり得る。

原判決は、本件地域情報があたかも公害原因物質と同列であるかのように

危険視している。そして原爆症や水俣病、カネミ油症のような、被害認定には明確な因果関係が必要とされるような問題とは対照的に、「不安感」や「怯え」のような感情論が根拠として採用されたことは、判決の非科学性を露呈している。賠償範囲が親族まで拡大されたことも、同和地区出身者が何らかの遺伝的要因を持つかのような、誤解を生み出す恐れがある。

仮に相手方らが同和地区出身とは異なる立場であれば、同和地区に関わることについて、「不安感」や「怯え」のような感情は偏見に他ならないはずであり、原判決は人の出自による不公平な判断をしている。

原判決は部落差別の解消を目的としていると思われるが、そのアプローチにおいて法や論理、事実認識が軽視されているため、意図と実際の結果との間で大きな乖離が生じている。

### 3 部落解放同盟が判決を「活用」しようとしている

相手方およびその代理人は、原判決を「差別されない権利」という視点で解釈し、その解釈を社会に浸透させる方針であることが明確である。具体的に、相手方の代理人である指宿昭一弁護士は、「差別されない権利を認めた判断は、ヘイトスピーチを始めとする様々な差別行為に対抗する手段として利用可能」との見解を示している。更に、部落解放同盟が部落を探訪する動画に関しても削除を求める新たな訴訟の準備を進めていると報じられている(別紙1)。

これらの動きを鑑みると、本件は一時的な問題や、当事者間のみの問題に留まらない可能性が高い。原判決は広範囲に影響を与えるものであるから、上告審における慎重な検討が必要である。

なお、別紙1のニュース記事には不特定多数からのコメントが付いているが、多くは同和団体の活動を批判するものや、部落を探訪する動画は問題ないといったコ

メントがほとんどであり、不適切な事象と同和地区出身者という属性を結びつけるような内容はごくわずかである。

#### 4 既に解放同盟等の同和団体による不当な行為が行われていること

最近、被申立人らが関与しているものを含む、同和団体による反社会とも言える行為が複数発覚した。2審が結審した直後に、申立人らが詳細を把握したことであるため、やむを得ず本申立に資料と共に提示する。

##### (1) 部落解放同盟新潟県連合会による新潟県立高校の糾弾

令和5年2月3日、新潟県立荒川高校で「荒川高校生徒自死事件確認会」なるものが行われた。これはいわゆる「確認・糾弾」と言われている解放同盟の活動であり、1審原告36部落解放同盟新潟県連合会委員長、1審原告35副委員長のほか、小池武志書記長、長谷川サナエ住吉支部長が参加していた(別紙2)。

平成30年10月6日に行われた第35回部落解放新潟県研究集会で1審原告35が明らかにしている内容を要約すると、次のとおりである。

平成30年6月に荒川高校の生徒が自殺、その情報が教員から解放同盟に提供された。解放同盟は荒川高校を訪れ、「なんで部落の子どもとかかわれなかったんですか。何で同和教育できないんですか。」と抗議をした。結果的に解放同盟は生徒の母親の出身地が同和地区であり、生徒の名字が「部落姓」であることを知っている。しかし、生徒の遺族は解放同盟には非協力的である。そのことを1審原告35が集会で話している(別紙3)。

このことから、自殺した生徒の親が同和地区出身であるということだけを口実に、部落解放同盟新潟県連合会が組織ぐるみで荒川高校を糾弾していることが分かる。

また、別紙3からは、解放同盟関係者が学校での講演で部落の地名を話し、

それで問題が起これば学校を糾弾していること、学校に部落の生徒を把握するように要求していることが確認できる。

申立人宮部は、解放同盟が「この学校の同和地区出身者は何人だ！」と教員から同和地区の生徒の情報を聞き出し、また自殺した生徒の祖父が同和地区にいて「部落とかどうでもいい」と語っていたことを仄聞しているが、その内容とよく符合している。

これは、まさに相手方解放同盟が同和問題に関する情報、議論を支配している事例である。そして、「部落民の親族は部落民」という考え方を悪用している。解放同盟は同和地区や同和地区の生徒の情報を学校から得て、集会で発表することまでしており、地方公務員法が規定する守秘義務に違反している可能性すらある。しかし、原判決が言うような「人格的な利益」の範囲が曖昧であり、解放同盟に検察官的な役割をさせていることからすると、教職員等が解放同盟に反論したり、不正を告発したりすることは極めて困難である。

## (2) 部落解放愛する会茨城県連合会による(公財)人権教育啓発推進センターの糾弾

「部落解放愛する会」は解放同盟にルーツを持つ同和団体である。その下部組織である「部落解放愛する会茨城県連合会」が、令和4年9月頃から令和5年前半にかけて、公益財団法人人権教育啓発推進センター(以降、単に「センター」という)を糾弾し、その結果センターは「愛する会」の要求を受け入れるという、前代未聞のことがあった(別紙4, 5, 6)。

その内容は、センターが発行したパンフレットの些細な文言をめぐるものであるが、いわゆる反社風の出で立ちでセンターを訪れる、水戸地方法務局に街宣車を回して抗議するなど、「えせ同和」のような手段であった(別紙5, 6)。

センターは、もとは財団法人地域改善啓発センターで、同和対策事業に関連

する啓発活動を行う政府の外郭団体として設立された。昨今は中小企業庁からの委託で企業向けの「えせ同和」対策のセミナーの開催も請け負っている。同和団体が主張し得る権利の範囲をあまりにも広げすぎたために、差別解消を口実とした、反社会的な行為を制御できなくなっている。

#### 5 同和地区に関する情報を公表することで差別が惹起された事実はない

本件地域情報から部落差別が惹起されるかどうかについて、申立人は「無いことの証明」を求められたような状況であるが、原判決の事実認定において、本件地域情報あるいはそれに類する情報により部落差別が惹起された事実は全く確認されていない。判決文のみならず、一審からの全ての裁判記録と証拠を通して見てもそれは存在していない。存在するなら、間違いなくそれは判決文で触れられたはずである。

法務省の人権擁護機関が人権侵犯事件として取り扱った「結婚・交際に関する差別」の件数は、平成 27 年が 11 件、平成 28 年に 7 件、平成 29 年に 10 件と非常に少なく(一審判決 19 頁 23 行目から 20 頁 6 行目)、しかもそれらがどのような内容のものなのか明らかではないし、本件地域一覧が公開された平成 28 年は件数が増えるどころかむしろ減っている。少なくとも、原判決が認定する事実からは本件地域一覧により「結婚・交際に関する差別」なるものが惹起されることがないことが証明されている。

申立人は、最高裁第 2 小法廷 平成 25 年(行ヒ)第 27 号 平成 26 年 12 月 5 日判決(判例地方自治 390 号 51 頁)の被上告人本人である。情報公開請求した滋賀県「同和対策地域総合センター要覧」の同和施設の一覧を非公開とされたものであるが、その直後に情報公開請求とは別の方法で入手した当該文書をインターネットで公開した。それから 9 年が経過したが、当該文書による差別事象の事例の発生や、滋賀県内で特に部落差別が酷くなったというような事実は生じてい

ない。賛否ある方法であるが、当時の判決が認定した、差別が起こる蓋然性は、結果的に存在しないことが実証されている。

原判決は過去の特定地域での意識調査や理念法の制定や人権擁護機関等の活動から、かろうじて「部落差別が解消されたとはいいい難い状況」を言うのみである。

意識調査や、具体性のない個人の体験談から部落差別の存在やその度合を証明することはできない。例えば、顕著に非科学的な現象である幽霊については次のようなデータがある。

2015年に山口県立大学の学生に対して行われた調査では、幽霊の存在を体験した人が実に17.6%、幽霊の存在を強く信じる人が11.4%、少し信じている人が55.5%である。

表2 心霊現象との体験状況

	ある	ない	合計
これまで幽霊を見たり、声を聞くなどの現象を直接体験したことがありますか	17.6	82.4	100.0 (272)
あなたは幽霊を見た、声を聞いたなどという人に実際に出会ったことがありますか	66.5	33.5	100.0 (272)

表3 幽霊を信じている学生

	強く信じている	少し信じている	あまり信じていない	まったく信じていない	どちらとも言えない	合計
一般に語られる幽霊などの体験談をどの程度信じていますか	11.4	55.5	20.6	7.7	4.8	100.0 (272)

山口県立大学学術情報 第9号 31-37頁, 2016-03-31 「大学生は幽霊を信じないのか」より

つまり、不合理なことでも強く信じ、体験したと主張する人が常に1割強は存在し、意識調査に依存したり、個人的な体験の詳細な内容をよく検証せずに判断したりすることが、いかに危ういことであることを示している。

相手方らの個人的な「差別体験」についても、多くはその詳細な内容の検証がされていない。むしろ本人尋問では、結婚差別を受けたとされる人物が「暴走族の特攻隊長」であった(1 審原告番号 029 本人調書)、自分で部落出身と言っていた(1 審原告番号 179 本人調書)、という例が明るみになった。

「無いことの証明」は、言わば悪魔の証明であるが、それでも申立人は最大限の努力を尽くしている一方で、原判決の事実認定はその反証として不十分である。

申立人らが悪意を持って部落差別の拡散を狙ったような事実も認定されていない。本件地域情報の公表や、あるいは「部落探訪」によって明らかにされた地域が、ことさら誹謗中傷されるようなことも起こっていない。

原判決は、本来であれば、本件地域情報により相手方らの権利が侵害されたか、侵害される高い蓋然性があることが証明されて、出版禁止等の結論が導き出されるものであるが、もはや本件地域情報の出版禁止等の結論ありきで、理由を後付けすることになっている。

もっとも、申立人は先述の平成 26 年 12 月 5 日判決自体が「結論ありき」であると考えており、その論理をどこまでも押し通すのであれば、司法が被差別身分を認定するような本末転倒の行為を行うことになるという結論に達していた。そして、原判決はまさにその通りになっている。

## 第2 公証人法 22 条 3 号の解釈に関する重要な事項

### 1 原判決の要旨

原判決は、判決の基礎となった事実実験公正証書(甲 344、490、491)について、「本件公証人はいずれも法務省の幹部職員であった経歴を有するとしても、このことをもって直ちに本件公証人が嘱託された事項と利害関係を有することにはならず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠もないから、本件公証人が本件事

事実実驗公正証書を作成することは公証人法 22 条 3 号に反するものではなく」(原判決 44 頁 24 行目から 45 頁 2 行目)と判示している。

## 2 公証人が法務省の幹部職員であったことは、本件に係る嘱託事項と利害関係を有することになる

原判決は、事実実驗公正証書を作成した公証人が、法務省の幹部職員であった事実を認めている。具体的には、甲 344 を作成した河村吉晃公証人は法務大臣官房参事官(訟務担当)の経歴があり(乙 795)、甲 490, 491 を作成した萩原秀紀公証人は法務省人権擁護局長の経歴がある(乙 796)。法務省人権擁護局は部落差別の解消の推進に関する法律に係る事務に加え、従来から人権啓発などの取り組みに関与してきた。本件においても、申立人宮部対して、東京法務局長を通じて説示を行い(原判決 32 頁 25 行目)、プロバイダに圧力をかける(乙 798)等、直接的に関与している。

原判決は、認定した事実をもって直ちに本件公証人が嘱託された事項と利害関係を有することにはならないとする。しかし、平成 25 年 9 月 25 日最高裁大法廷判決(平成 24(ク)984 遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件 民集第 67 卷 6 号 1320 頁)において、当時の寺田逸郎最高裁裁判官が、戸籍や相続を管轄する法務省民事局長の経歴があったことから、審理を回避したことがあった。

このことに照らせば、法務省の幹部であった両公証人、とりわけ法務省人権擁護局長であった萩原秀紀公証人は本件と利害関係があり、本件に係る事実実驗公正証書は公証人法 22 条 3 号に反して作られたものであり、証拠から排除されなければならない。

## 第3 結論

以上のとおり、原判決には法令の解釈に関する重要な事項が含まれる。

よって、本件上告受理申立には上告受理の理由があることから、上告として受理されたい。

以上